# 美祢市公式キャラクター「ミネドン」着ぐるみ貸出要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、美祢市を広くＰＲするため、美祢市公式キャラクター「ミネドン」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

（着ぐるみの種類）

第２条　着ぐるみの種類は、次のとおりとする。

(1)　着ぐるみタイプ

(2)　パジャマタイプ

（貸出対象）

第３条　市長は、市内の公的機関、団体、教育機関又は企業が、次の各号のいずれかに該当する事業等を行う場合において、着ぐるみの貸出しを行うことができる。

(1)　市のＰＲ、イメージアップ又は地域振興に寄与すると認められるとき。

(2)　公益的活動の推進を目的として使用するとき。

(3)　学術、教育、文化、スポーツその他公共の福祉の向上に寄与する事業で使用するとき。

(4)　前 3 号に掲げるもののほか、市長が貸出しを適当と認めたとき。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出しを行わない。

(1)　営利を主たる目的とするとき。

(2)　市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。

(3)　法令、公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

(4)　特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。

(5)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業を行う者が使用するとき。

(6)　美祢市暴力団排除条例（平成 23 年美祢市条例第 25 号）第 2 条に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団員等が使用するとき。

(7)　着ぐるみの使用において、「ミネドン」のイメージを損なうと認められるとき。

(8)　この告示の規定に従わないおそれがあるとき。

(9)　着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。

(10)　前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

（貸出期間）

第４条　着ぐるみの貸出期間は、貸出日から返却日を含めて原則 7 日以内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（貸出しの申請）

第５条　着ぐるみの貸出しを希望する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ美祢市公式キャラクター「ミネドン」着ぐるみ貸出申請書（別記様式第 1 号）に必要な書類を添付の上、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

（貸出しの承認）

第６条　市長は、前条に規定する申請があった場合において、その内容を審査し、第 3 条第 1 項の貸出対象に該当するときは、着ぐるみの貸出しを承認するものとする。この場合にお

いて、市長が必要と認めるときは、条件を付すことができる。

2　市長は、前項の承認を行ったときは、美祢市公式キャラクター「ミネドン」着ぐるみ貸出承認通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3　市長は、第3条第2項の各号いずれかに該当するときは、着ぐるみの貸出しを承認しないものとし、美祢市公式キャラクター「ミネドン」着ぐるみ貸出不承認通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

4　貸出しの申請が同一時期に複数あったときは、原則として先着順とする。

（貸出料）

第7条　着ぐるみの貸出料は、無料とする。

（遵守事項）

第8条　第6条第1項の承認を受けた者（以下「借受者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　承認された目的及び内容のみに使用し、他の用途には使用しないこと。

(2)　着ぐるみを借り受ける権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(3)　着ぐるみの取扱説明書等の記載事項を遵守し、適切に使用すること。

(4)　着ぐるみの装着中は、必ず1人以上の補助者を付けること。

(5)　火気、水気及び危険物の近辺で使用しないこと。

(6)　雨天時等に屋外で使用しないこと。

(7)　着ぐるみの運搬に係る費用を負担すること。

(8)　前各号に掲げるもののほか、市長が特に付した条件に従って使用すること。

（承認内容の変更の申請）

第9条　借受者は、承認された内容について変更しようとするときは、あらためて第5条に規定する申請を行い、その承認を受けなければならない。

（承認の取消し）

第10条　市長は、借受者に対し着ぐるみの使用がこの告示及び承認の内容に違反していると認めるときは、当該承認を取り消すとともに、借受者に対し直ちに着ぐるみの返却を命じることができる。

2　前項に規定する承認の取消しは、美祢市公式キャラクター「ミネドン」着ぐるみ貸出承認取消通知書（別記様式第4号）により行うものとする。

（返却及び使用状況の報告）

第11条　借受者は、着ぐるみの使用を終えたとき、又は前条の規定により承認を取り消されたときは、速やかに着ぐるみを返却するとともに、使用時の状況を報告しなければならない。

（原状回復）

第12条　借受者は、着ぐるみを損傷又は汚損したときは、借受者の責任と負担において補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。ただし、市長が認める特別な事由がある場合は、この限りでない。

2　市長は、借受者が着ぐるみを紛失、焼失若しくは盗難又は補修困難な状態まで損傷したときは、借受者に実費の弁償を命じることができる。

（責任の制限）

第 13 条　第 10 条第 1 項の規定により、貸出しの承認を取り消した場合において、借受者に損害が生じても、市長はその責を負わない。

２　市長は、借受者が着ぐるみの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合において、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

（補則）

第 14 条　この告示に定めるもののほか、着ぐるみの使用について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和 8 年 11 月 1 日から施行する。